

復旧・復興に関する意見などの受付

幅広く市民の皆さんから復旧・復興に関する意見などを受け付けます。任意の様式に意見などを記入し、郵便、FAXまたはEメールで送付してください。

※本庁・各支所・各公民館の投書箱(皆さんの声)への投函もできます。

【送付・問合せ先】〒798-8601 宇和島市曙町1番地
市長公室復興調整班 ☎内線2446・2447 FAX 24-1121

✉ townf@city.uwajima.lg.jp

災害復興掲示板

本庁 ☎24-1111

吉田支所 ☎52-1111

三間支所 ☎58-3311

津島支所 ☎32-2721

宇和海支所 ☎62-0311

※詳しくは、お問い合わせください。

宇和島市国民健康保険および後期高齢者医療保険

■一部負担金などの免除対象期間延長

【期 間】平成31年2月末の診療分まで(平成31年1月以降は、保険証および免除証明書の提示が必要)

【国民健康保険】罹災証明書を交付しているなど免除対象であることが確認できる世帯には、12月中旬に免除証明書を郵送します。該当する人で免除証明書が届かない場合は、免除申請をしてください。

【後期高齢者医療保険】申請が必要です。対象であることが確認できる人には、申請書を送付します。該当する人で申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

※10月18日までに保険料減免申請をした人は、12月中に免除申請書と免除証明書を送付します。

【持参物】①保険証②免除申請書③窓口に来る人の運転免許証など本人確認ができるもの(別世帯の人が代理で申請に来る場合、委任状が必要)④印かん⑤免除要件に該当することが分かる書類

■一部負担金などの還付申請

平成30年7月5日以降に医療機関などの窓口で免除の申立てをせず一部負担金などを支払った場合、申請をすると支払った額の還付を受けることができます(すでに高額療養費の支給を受けている場合は、高額療養費を控除した額)。

【持参物】①保険証②医療機関などが発行した領収証③窓口に来る人の運転免許証など本人確認ができるもの(別世帯の人が代理で申請に来る場合、国民健康保険では委任状が必要)④印かん⑤振込先(国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療保険は被保険者本人)の口座が確認できるもの⑥一部負担金などの還付対象者の要件に該当することが分かる書類(一部負担金など免除証明書の交付が行われている場合は、一部負担金など免除証明書の写しでも可)

【対 象】平成30年7月豪雨災害により被災した次に当てはまる人

- ▶ 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした
- ▶ 主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った
- ▶ 主たる生計維持者の行方が不明
- ▶ 主たる生計維持者が業務を休廃止または失職し、現在収入がない

【問合せ先】(国民健康保険) 保険健康課保険業務係 ☎内線2120、(後期高齢者医療保険) 保険健康課後期高齢者医療係 ☎内線2121

または吉田支所市民保険係 ☎内線5510、三間支所市民保険係 ☎内線5709、津島支所市民保険係 ☎内線5917

災害による県税の減免など

- 平成30年7月豪雨災害により大きな被害を受けた人には、県税の特例措置の制度があります。
- 【減 免】自動車税、個人事業税、不動産取得税、自動車取得税について、県税の一部または全部が減免される場合があります。

▶例：災害により全損などで廃車したが、抹消登録手続きが遅延などした(8月以降になった)場合に、自動車税を被災月(7月)に廃車したとみなして減額

【申告などの期限延長】災害により、定められた期限までに県税の申告などができないときには、申請によりその理由が解消された日から2ヵ月以内の範囲で、その期限を延長される場合があります。

【徴収の猶予】災害により、県税を一時に納付することができないときには、申請により1年以内(事情があるときは申請により最長2年)の範囲で徴収の猶予が認められる場合があります。

【問合先】県南予地方局税務課☎22-5211

平成30年7月豪雨による「罹災証明書」をお持ちの人

確定申告や住民税の申告で税金がかかる場合において、税金の軽減または免除を受けられる場合があります。申告手続は年明けからですが、早めに準備をしていただくため申告手続(準備)についての説明会を開催します。

説明会開催日時		開催場所
12月10日(月)	10:00～12:00	吉田公民館
	13:30～15:30	
11日(火)	10:00～12:00	
	13:30～15:30	
12日(水)	10:00～12:00	
	13:30～15:30	
18日(火)	10:00～12:00	市役所 2階大会議室
	13:30～15:30	

※午前・午後ともに同じ内容です。

【持参物】①罹災証明書②被害を受けた資産の明細(資産内容、取得時期、取得価格など)がわかるもの

の③被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などで被害に関連して支出した金額の明細のわかるものとその領収書④被害があったことによって受け取る保険金・損害賠償金・災害見舞金などの金額がわかるもの⑤マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証など本人確認のできるもの⑥筆記用具

※②～⑤の書類がない場合は、当日会場で申し出てください。

【問合先】宇和島税務署個人課税部門☎22-4511
または税務課市民税係☎内線2522

復旧・復興に関する市民アンケート調査



「宇和島市復興計画」の策定にあたり被災した人をはじめ市民の皆さんから意見などを伺い、復旧・復興施策を検討する基礎資料とするため、アンケート調査を実施します(12月初旬郵送予定)。調査票が届いた人は、回答を記入の上同封の返信用封筒にて送付してください。ご協力をお願いいたします。

【対 象】4,000人(罹災証明書交付者、防災組織などの代表者、そのほか無作為抽出による市民)

【問合先】市長公室復興調整班☎内線2446・2447